

「パートナーシップ構築宣言」

当会は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- ・マーケティング事業

ワンストップでの支援および運用代行を提供するとともに、デジタルマーケティングに関する研修を通じて、企業の内製化を支援します。また、アドバイザー・顧問としての継続的な支援体制を整備します。

- ・AI 活用事業

講演やリスクリング研修、AI 人材育成の支援を行い、企業の DX 推進を後押しします。加えて、AI 導入に関するポリシー策定支援やアドバイザー・顧問としての関与により、持続可能な運用体制の構築に貢献します。

- ・海外関連事業

翻訳から Web サイト・カタログ制作まで包括的にサポートし、企業の海外展開およびインバウンド対策を支援します。文化的背景や商習慣に配慮した対応を通じて、国際的なビジネス展開を後押しします。

- ・健康経営支援

企業と連携し、健康増進施策の共同実施を推進します。従業員の健康維持・向上に取り組むことで、生産性向上と働きがいのある職場環境づくりに貢献します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場

を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革に伴うしわ寄せ防止

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ・取引先満足度調査の実施を予定。

令和7年6月6日

企 業 名	役職・氏名（代表権を有する者）
<u>ビジネスファイターズ合同会社</u>	<u>CEO・飯田剛弘</u>

(備考)

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。